

令和 3 年 4 月 1 日

鹿児島県農業共済組合
組合長理事 中間 幸敏

令和 3 年産大豆及び令和 4 年産さとうきびに適用する 1 キログラム当たり
共済金額の公告について

令和 3 年産大豆及び令和 4 年産さとうきびに適用する 1 キログラム当たり共済金額が告示
されましたので事業規程第 125 条第 2 項により下記の通り公告します。

記

収穫共済の 共済目的の 種類	類 区分	1 キログラム当たり 共済金額の範囲	地域
大豆	1 類	<p>対象農業者以外 1,190 円、1,070 円、950 円、830 円、710 円</p> <p>対象農業者 ※1 2,730 円、2,460 円、2,180 円、1,910 円、1,640 円 1,190 円、1,070 円、950 円、830 円、710 円</p>	鹿児島県の 区域
	6 類		
	7 類		
さとうきび		<p>基準糖度が 13.1 度である組合員等 4,550 円、4,100 円、3,640 円、3,190 円、2,730 円</p> <p>対象農業者 ※2 21,410 円、19,270 円、17,130 円、14,990 円、12,850 円 4,550 円、4,100 円、3,640 円、3,190 円、2,730 円</p> <p>基準糖度が 13.1 度に満たない組合員等 別記 1 基準糖度が 13.1 度を超え 14.3 度以下である組合員等 別記 2 基準糖度が 14.3 度を超える組合員等 別記 3</p>	鹿児島県の 区域

※1

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する対象農業者（同法第 5 条第 1 項に規定に基づき同法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金を申請する者に限る）

※2

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号）第 19 条第 2 号に掲げる要件に該当する生産者（同法第 19 条第 1 項に規定する甘味資源交付金の対象甘味資源作物生産者に限る）

別記 1

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 13.1 度を 0.1 度下回るごとに、4,550 円から 30 円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が 5.5 度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものであっては、これらの金額にほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 13.1 度を 0.1 度下回るごとに、21,410 円から 130 円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 2

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 13.1 度を 0.1 度上回るごとに、4,550 円に 30 円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 13.1 度を 0.1 度上回るごとに、21,410 円に 30 円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 3

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 14.3 度を 0.1 度上回るごとに、4,910 円に 30 円を加えて得た額及び当該金額に 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が 14.3 度を 0.1 度上回るごとに、21,770 円に 130 円を加えて得た額及び要害金額にそれぞれ 0.9、0.8、0.7 又は 0.6 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

以上